

静岡市が発注する建設工事における舗装技術者の配置に関する事務取扱要領(H24.4.1 改訂)新旧対照表

現 行	改正後
<p>1</p> <p>第4条 舗装技術者は、当該建設工事の請負人（以下「元請負人」という。）と契約日から起算して前3か月以上の恒常的な雇用関係にあり、かつ、次に掲げる資格等を有する者であることを要する。</p> <p>（1）舗装施工管理技術者</p> <p>財団法人道路保全技術センター（以下「道路保全技術センター」という。）が実施する舗装施工管理技術者資格試験に合格して、道路保全技術センター理事長から資格者証の交付を受けた1級又は2級舗装施工管理技術者</p> <p>2</p> <p>（特記仕様書）</p> <p>第6条 舗装工事及び土木一式工事で舗装工を含むものを発注する場合は、設計図書に舗装技術者の配置に関する特記仕様書を添付するものとする。</p>	<p>1</p> <p>第4条 舗装技術者は、当該建設工事の受注者（以下「元請負人」という。）と契約日から起算して前3か月以上の恒常的な雇用関係にあり、かつ、次に掲げる資格等を有する者であることを要する。</p> <p>（1）舗装施工管理技術者</p> <p>社団法人日本道路建設業協会（以下「日本道路建設業協会」という。）が実施する舗装施工管理技術者資格試験に合格して、日本道路建設業協会会長から資格者証の交付を受けた1級又は2級舗装施工管理技術者</p> <p>なお、平成22年度まで本資格を所管していた財団法人道路保全技術センター（以下「道路保全技術センター」という。）にて交付を受けた1級又は2級舗装施工管理技術者も期限内は有効とする。</p> <p>2</p> <p>第6条の特記仕様書に関する記述を削除</p>

3

(舗装技術者の資格等の確認)

第7条 舗装技術者の配置を求める工事の元請負人に対し、本要領に基づき適切に舗装技術者を配置させるとともに、資格等を証明する書類を添付した舗装技術者通知書（別記様式1）を市長に提出させ、確認する。

4

別記様式1、別記様式2

住所  
請負人 名称  
氏名

3

(舗装技術者の資格等の確認)

第6条 舗装技術者の配置を求める工事の元請負人に対し、本要領に基づき適切に舗装技術者を配置させるとともに、資格等を証明する書類を添付した舗装技術者通知書（別記様式1）を市長又は公営企業管理者に提出させ、確認する。

4

別記様式1、別記様式2

住所  
受注者 名称  
氏名